

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年2月までの期間及び60年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月から56年2月まで  
② 昭和60年3月から同年5月まで

昭和55年12月及び60年3月に退職した後、それぞれ市役所で国民年金被保険者資格の取得手続をし、保険料も納付していたはずであり、申立期間①については未納、申立期間②については未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間において保険料の未納は無い。

また、申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険から国民年金への切替えを適切に行っており、申立人の年金制度に対する関心が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間①については、国民年金被保険者名簿には、国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる記載がある上、申立期間②については、オンライン記録では未加入と記録されているが、申立人が所持する年金手帳には、市が被保険者期間として認識していたと思われる記載があるなど、申立人に係る国民年金の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月から49年5月までは6万8,000円、同年6月から同年9月までは8万円、同年10月及び同年11月は8万6,000円、同年12月から50年5月までは9万8,000円、同年6月から51年1月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から51年2月2日まで

私は、昭和46年頃からA社に勤め、48年9月14日には調理師免許を取得した。47年9月18日及び49年5月6日に撮影した慰安旅行の写真も持っている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した慰安旅行の写真、雇用保険の加入記録から、申立人は、少なくとも昭和47年5月5日からA社で勤務していたことが確認できる上、複数の同僚が、申立人は、正社員の調理師として勤務していたと供述している。

また、複数の同僚が、A社では、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時に正社員は全員加入していたとしている上、別の同僚は、雇用保険の加入も正社員のみだったとしている。

さらに、申立人が申立期間に勤務していた店舗において、申立人と同様に正社員であった二人の調理師は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認

できる上、複数の同僚から当時勤務していたとして名前が挙がった同僚は全て当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた同僚の記録から判断すると、昭和48年3月から49年5月までは6万8,000円、同年6月から同年9月までは8万円、同年10月及び同年11月は8万6,000円、同年12月から50年5月までは9万8,000円、同年6月から51年1月までは11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、A社が被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料納付を行ったかは不明としている。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に数回の被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年3月から51年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月26日から同年7月26日までの期間及び同年7月26日から同年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社（B県C市（当時）の事業所）における資格取得日に係る記録を昭和42年4月26日、資格喪失日を同年7月26日に、申立期間②の同社（D県E市の事業所）における資格取得日に係る記録を同年7月26日、資格喪失日を同年10月31日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、申立期間①は2万2,000円、申立期間②は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月4日から同年7月26日まで  
② 昭和42年7月26日から同年10月31日まで

私は、同僚と一緒に、昭和42年1月にA社に入社した。同僚とは、仕事内容、勤務地の異動時期及び退職時期が全く同じであり、かつ、同僚には同社の2事業所で厚生年金保険記録が有る。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①及び②にA社（B県C市及びD県E市）に勤務していたことが認められる。

申立期間①については、申立人及び複数の同僚が、申立期間①当時に同郷から10人くらいがA社に入社し、B県C市で研修を行った後、一緒に同社のD県E市の事業所に異動した旨の供述をしているところ、同社（B県C市）の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と業務内容が同じであったとする同僚を含め、ほぼ全ての同僚が同社で被保険者の資格を取得していることが確認できる。

一方、同僚のうち一人は、「会社は、入社3か月後に本採用にしていた。自分も入社後3か月は厚生年金保険に加入していない。」と供述をしている上、オンライン記録から、当該同僚は同社に入社したと記憶している時期

から3か月程度経過した後には被保険者資格を取得していることが確認できる上、昭和42年中に同社で資格取得している被保険者の記録をみると、前勤務先がある者は、いずれも被保険者期間に空白があることが確認できる。

さらに、A社（B県C市）の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間の前後に資格を取得している前述の同僚の資格取得は、1月4日を除くとほぼ全て26日付けとなっていることから、申立人の同社における資格取得日は、昭和42年4月26日と考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和42年4月26日から同年7月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた同僚の厚生年金保険記録から判断すると、2万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人及び同僚は、A社（B県C市）から同社のD県E市の事業所に異動した従業員数は10人くらいである旨の供述をしているところ、昭和42年7月26日にA社（B県C市）で資格喪失した後、A社（D県E市）が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年7月26日に、同社で資格取得している被保険者数（13人）とおおむね一致していること、及び、複数の同僚は、同社の従業員数は30人くらいである旨の供述をしているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和42年10月31日に資格喪失している被保険者数（29人）とおおむね一致することから、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた同僚の厚生年金保険記録から判断すると、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主も既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することはできないが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から55年8月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から55年8月まで  
申立期間について母が付加年金の加入手続をしてくれたはずであるが、付加年金が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が昭和45年10月から申立人の付加年金の加入手続を行ってくれたはずだと主張しているものの、申立人の付加年金の加入手続を行ったとする母は既に死亡していることから、申立期間当時の状況の詳細については不明である。

また、申立期間は119か月と長期間に及んでおり、これだけの期間に渡る事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い上、申立期間当時、同居していた弟妹で付加年金に加入している者はおらず、申立人の母も昭和47年4月から付加年金に加入していることから、申立人のみが昭和45年10月から付加年金に加入していたと考えるのは不自然である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA町の国民年金被保険者名簿共に、昭和55年9月1日から付加年金に加入した旨記載されている上、申立人の妻も同日から付加年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の付加年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

ねんきん特別便では、妻の国民年金保険料納付期間が私の保険料納付期間と相違するので、年金事務所で調べたら、私の国民年金へ加入した時期が、妻の加入した時期の4年後となっていると説明を受けた。同い年の妻が婚姻時の昭和42年に加入しており、申立期間当時は町内会が世帯ごとに保険料を集金していたのに、夫の私が同時加入していないことは不自然であり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、同手帳に記載された交付日及び年金事務所の国民年金受付処理簿から昭和47年4月頃に払い出されたことが確認でき、当該払出時点では申立期間の一部に係る国民年金保険料は時効により納付することはできない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳に係る最初の国民年金印紙検認記録頁は昭和46年度からであり、同年度の国民年金保険料をA市が昭和47年4月14日に収納した検認記録があり、その妻の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録頁にも同市が同月26日に同年度の1年分をまとめて収納した検認記録があることから、夫婦共に、同年度における保険料徴収が町内会集金であったとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金への加入手続及び保険料納付をしてくれたとするその父親は既に死亡していることから当時の状況は不明であり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 2 日から 42 年 1 月 1 日まで  
申立期間当時、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、店舗前で撮影した写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の供述によると、申立人から提出された写真は、A社の制服を着た申立人を店舗前で撮影したものと考えられる上、申立人の当時の店内の様子や勤務形態等に係る記憶は、同僚の供述と一致していることから、期間を特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚及び申立期間当時にA社で厚生年金保険被保険者であった複数の者に照会しても、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況についての具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の名前は無く、健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日まで  
② 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 8 月 31 日まで

私は、高校卒業後の昭和 29 年 4 月 1 日にA社に入社し、30 年 8 月末まで同社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の供述から、申立人は、高校卒業後の昭和 29 年 4 月にA社に入社したものと推認される。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人を含む3人が昭和 29 年 5 月 1 日に資格を取得しており、当該3人のうち、事情を聴取できた同僚は、高校卒業後の同年 4 月に入社したと供述している上、高校卒業後の 30 年 4 月に入社したと供述している元従業員の資格取得日も同年 6 月 1 日であることから、同社では、申立期間当時、高校卒業と同時に入社した従業員に対し、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

また、申立期間②については、申立人が申立期間後に勤務していたB事業所から提出された人事記録を確認したところ、職歴欄にA社の記載は無い上、同欄には「昭和 29 年 9 月 農業」のみ記載されており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した時期(昭和 29 年 9 月 1 日喪失)と一致する。

さらに、申立期間②の時期に、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者の資格を取得している被保険者のうち、事情を聴取できた複数の元従業員は、いずれも、申立人の名前を聞いたことがない旨供述しており、申立

人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

加えて、A社は、平成6年4月30日に解散しており、当時の事業主も死亡している上、申立期間後の事業主も、会社の資料は無い旨供述しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 59 年 6 月まで

私は、申立期間当初の昭和 56 年 1 月に A 社から B 社へ副社長として赴任し、58 年 2 月からは社長を務め、B 社から役員報酬を受けていた。しかし、標準報酬月額が年々下がり、57 年 9 月には 9 万 8,000 円まで下がっている。申立期間が A 社の記録だと聞いて不思議に思っているが、B 社での記録が欠落していることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本によると、申立期間以前から A 社及び B 社の取締役を兼任していること、及び昭和 58 年 2 月 26 日に B 社の代表取締役に就任していることが確認できる。

また、申立人は、昭和 56 年 1 月に B 社の副社長に赴任したとしているものの、オンライン記録では、A 社において昭和 47 年 1 月 21 日から 59 年 7 月 1 日まで、B 社において 59 年 7 月 1 日から平成 21 年 3 月 16 日まで、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立期間に係る標準報酬月額は A 社における役員報酬であることがうかがえる。

さらに、A 社は既に解散していること、B 社は申立期間に係る貸金台帳等の資料を保有していないとしていることから、両社における申立人に係る申立期間の役員報酬及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない上、両社の社会保険等の担当者は既に亡くなっていることから、申立期間当時の手続の詳細も不明である。

加えて、申立人が A 社と B 社の 2 社から役員報酬を受けていたと仮定した場合、厚生年金保険法施行規則第 2 条の規定に基づき、社会保険事務所（当時）に対して「健康保険厚生年金保険被保険者二以上事業所勤務届」

を提出することが必要であるが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、当該勤務届が届出された形跡は見当たらない上、申立期間の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間におけるB社に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 10 年 6 月 21 日まで

A社(現在はB社)に、給与を44万円とする条件で平成2年8月から勤務した。平成5年にバブル崩壊で経営が悪化し、給与が5年9月から35万円に減額され10年6月に定年退職した。日本年金機構から届いたねんきん定期便の同社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が同社から受けた給与額と余りにも違い納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る平成2年8月1日の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、5年9月改定の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書、平成6年度健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書及び平成10年6月21日の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を確認したところ、申立人のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B社は、申立期間当時の賃金台帳等は保管していないことから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については分からない旨の回答をしている。

さらに、事情が聴取できた申立期間当時の同僚二人は、いずれも、給与明細書を保有しておらず、報酬月額及び保険料控除額の実態を確認することができない。

加えて、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判

断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 16 日から同年 5 月 31 日まで  
② 平成 18 年 8 月 21 日から 20 年 6 月 30 日まで

申立期間①については、A事業所B事務所において昭和 35 年 4 月 16 日から非常勤職員として勤務したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 6 月 1 日となっているので、同年 4 月 16 日を資格取得日として認めてほしい。申立期間②については、C社に勤務した平成 18 年 8 月 21 日から 20 年 6 月 30 日までの標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に誤りがある。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所総務部人事課から提供を受けた人事記録を確認したところ、申立人は、昭和 35 年 4 月 16 日から日々雇用の形態でB事務所において勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所総務部職員課は、非常勤職員に係る厚生年金保険の加入等については雇用を行う各所属の長の権限として事務が行われていた旨回答しているところ、B事務所は、勤務実態や保険料控除等の状況が分かる書類の保存期間は5年となっており既に廃棄されている旨回答しており、申立期間当時における非常勤職員に係る厚生年金保険の加入取扱いについて確認できない。

また、B事務所における申立人の資格取得日前後の厚生年金保険被保険者を調査したところ、事情を聴取できた被保険者（資格取得日 昭和 34 年 12 月 1 日）は、「伊勢湾台風（昭和 34 年 9 月 26 日上陸）によりA事業所も被害に遭い、多数の非常勤職員が採用となった。私もその一人だった



ので、採用は同年12月1日ではなく10月だったと思う。」と述べており、事業主は、非常勤職員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人はC社に勤務していた期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に誤りがあると申し立てているが、同社が保有する賃金台帳を確認したところ、総支給額及び事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで  
私は、申立期間も A 事業所 B 課に継続して勤務していたのに、厚生年金保険期間が欠落しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所総務部人事課から提出された協議職員承認者台帳（臨時職員任用台帳）には、申立人の申立期間の任用記録が記載されておらず、同課は、任用が無いため申立人の申立期間の厚生年金保険は加入させていない旨の回答をしている。

また、オンライン記録を確認したところ、A 事業所 B 課では申立人と同様に厚生年金保険期間の空白が生じている者が 8 人確認でき、このうち複数の同僚が、臨時職員は、雇用契約上、1 年以上継続することができなかつた旨の回答をしているところ、当該 8 人は同課での 1 回目の厚生年金保険期間が 1 年以下となっている。

さらに、A 事業所総務部人事課は、申立期間当時の社会保険の手続については採用された課の担当者が行っており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料も保管していないと回答していることから、申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。